

## 令和2年第1回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和2年3月5日（木曜日） 午前10時開会

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	学校教育課長 八巻利栄子
社会教育課長 大沼 善昭	村誌編纂室長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第2号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3号 大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

- 第 4 議案第 4 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 6 号 大衡村空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

---

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和2年第1回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問は通告順に発言を許します。

通告順4番、佐々木春樹君、登壇願います。

〔6番 佐々木春樹君 登壇〕

6番（佐々木春樹君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。件名はイノシシ被害の現状と対策はと題して、一問一答で通告をしております。

イノシシによる被害はどんどんふえていますし、駆除頭数も昨年と比べて倍以上というふうな結果も報告を受けているところあります。昨年の9月にも同じようなことで質問させていただいておりますけれども、その後についてどう進展しているのか、質問させていただきます。

まず、現在の被害状況などをどのように総括をして対応されているのか。

2番目に、実施隊の皆さんと話し合いを持ってこれから臨むというふうな9月議会でも答弁でしたけれども、そういう体制づくりなどは進んでいるのかどうか。

3番目は、常任委員会で視察させていただきました長野県塩尻市の実例を、担当職員も同行しておりますので、今後検証し、どういった形で村に反映できるかというところを調査するというふうなところで答弁をさせていただきました。その結果、どのようになっているものなのか。

最後に、「止めさし」のできる後継者の育成ということで、なかなかふえていない実情の中で、村としてどういった対応をなされているのか質問しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 改めましておはようございます。

ただいまの佐々木春樹議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

1点目の現在の被害状況等をどのように総括し対応しているのかというご質問でありますが、イノシシの被害につきましては、農作物の食害や農地が荒らされるなどの被害が拡大しており、特に大瓜上・下や松原などの西部地区での被害が当然多いものの、そのほかの地域においても被害は発生し始めており、その範囲は村内全域に及んでいると言っても過言ではないというふうに認識をしているところであります。

捕獲頭数についても、議員先ほどのお話にありましたとおり、昨年度に30頭、本年度には70頭、既に昨年の倍以上の捕獲頭数となっているところであります。これは、イノシシの個体数の増加ということもちろんありますけれども、村鳥獣被害対策実施隊の皆さんの捕獲技術の向上等により、駆除頭数が増加していると認識をしているところで

あります。実施隊の方々の日々の活動に改めて感謝を申し上げる次第であります。

なお、村の取り組みや実施隊の皆さんとの活動だけでは被害を食いとめることは難しいものと考えておりますので、個人や地区でのご理解やご協力を得て、全村挙げて取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、2点目の実施隊の皆さんとの話し合いなどはどのように行われ、どう対応したのかということです。そして、体制づくりは進んでいるのかとのご質問であります。これまで特別な場を設けての話し合いは実施しておらず、隊長初め実施隊員の方々の来庁時や捕獲現場の立ち会いの際にお話を伺っておるということでございます。

また、2月26日に農業委員と農地利用最適化推進委員、そして一般農業者との意見交換会が開催されましたが、そのテーマとしてイノシシ対策を提案させていただきました。その際、鳥獣被害対策実施隊の方々にもご出席をいただき、イノシシについて専門家の講演をお聞きいたし、そして、参加者で意見交換もしたところであります。

その際、私も出席させていただきました。イノシシの生態から被害対策まで基礎的なところからのお話と、関係者が一堂に会しての意見交換会は、大変有意義な機会になったと思っております。講師の先生のお話では、捕獲だけに頼っても被害は減らないとのことであり、地域みんなで基本的なイノシシの生態等々あるいは習性、そういったものを基本的な知識を習得して対策に取り組むことが大切だというお話でもございました。これをきっかけに、今後、実施隊員の方々との情報交換や研修会を初め、地域の皆さんの理解やご協力を得るためのイノシシ対策の研修会等も計画させていただき、住民、地域、行政が一体となって全村挙げて取り組む体制の確立を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の長野県塩尻市の実例を検証検討したいと答弁しているが、その結果はどうかということですけれども、塩尻市の実例については、担当課である産業振興課において検証検討を進めさせているところであります。がしかし、塩尻市につきましては、平成8年の市独自のＩＣＴ事業に始まり、総務省の街中にぎわい創出事業や特定小電力アドホック無線網の整備による地域児童等見守りの環境構築という前提がある上でのイノシシのセンサーネットワークの導入という経緯がありまして、そのまま本村に導入ということは、整備費用や維持に係る経費、整備期間を考えますと、大変難しいものと考えているところであります。

がしかし、イノシシによる被害に手をこまねいているわけにはまいりませんので、皆

さんのご意見や専門家等のアドバイスをもとに、本村において可能な取り組みは何か、導入可能で効果的なものは何か、ソフト面、ハード面、両面あわせてさらに検討し、可能な限り早期に取り組めることから実施してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、4点目の「止めさし」のできる後継者育成について進展はあるのかというご質問ですが、現在、止めさしのできる隊員が5名で、その全員が65歳以上であります。後継者の育成については急務であると認識をしているところであります。

前回のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、村といたしましては、広報おおひらや農業関係支援制度のお知らせを通じて、周知・募集や狩猟免許や鉄砲所持許可の取得、その更新経費の助成を行っているところであります。しかしながら、わなを仕掛けることに比べ、止めさしを行える人材を養成することはなかなかハードルが高いものと認識しているところであります。被害の多い行政区等を中心に、区長などの協力も得ながら、適任者の発掘、積極的な声かけ等も行っていかなければと考えているところであります。

実施隊員の数については、現在、昨年から比べて1名増の24名となっておりますけれども、一つの目安であります定員30名に向けて、多くの方々になお一層のご理解をいただき、ご協力いただけるように、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 現在の状況の総括的なものは、イノシシの数がふえているということと、実施隊の皆様の技術が上がったことで捕獲頭数がふえているというふうなことで総括しているようでありますけれども、村の出没する場所、また、特に大瓜地域、西部地域で被害が拡大しているんだろうというふうに認識しておりますけれども、その辺の実情をもう少し詳しく、どういった状況になっているかというふうなところを総括的などころでお話しいただければと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 佐々木議員、ちょっと高目に、私、耳がちょっと遠いものですから、済みません。

大瓜と松原地区につきましては、本当に皆さんのご協力を得ながら、メッシュ柵ですか、そういうものを設置しているところでありますけれども、まだ道半ばといいます

か、特に大瓜上地区においては材料が足りなくなつて、足りなくなつてといひますか、結果的にはそういうことで、途中で今中断をしているといひふうにお聞きしているところでありまして、松原地区においては、自衛隊の王城寺原のフェンスがありますので、その辺についてはある程度フェンスがあるために村としてのメッシュ柵はしないというような計画はあるわけありますけれども、しかしながら、自衛隊の、自衛隊のと言うのもおかしいんですが、防衛省のネットは少し下が間があいているところがいっぱいあるということで、そこから出入りをする、そういうことがあるということもお聞きしております。したがいまして、自衛隊大和駐屯地を訪ねて要望活動をした際にも、その辺、内側のネットの、ネットというか柵の、防衛省のフェンスの演習場側の内側をもう少しきれいに下刈りをしていただけないかというような要望も当然させていただいておるところであります。しかしながら、やはり何といつても水路等々ありますのでそういうところから出てくる、そういうことが今あるようあります、なかなかイタチごっこ的な面もあるのかなと、このように考えておるところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 元気よくさせていただきます。

今、メッシュ柵のお話とか、王城寺原のフェンスの破損の部分の件ではもう働きかけているといひふうなことですけれども、大瓜上地区で予想していたよりも起伏があつて、メッシュ柵を並べたら足りなかつたといひふうなところ、委員会でもお伺いしておりました。その結果を受けて、次年度、そのメッシュ柵をふやすものなのか、どういった方向になつてゐるのか、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話をいただきましたとおり、大瓜上・下地区でのワイヤーメッシュ柵の施設について、地区挙げて活動していただいているといひお話をもお伺いしているところであります、議員ご指摘のとおり、当初、図面上での計画ということなんですが、あくまで地図上でのメーターということで計算していたものですから、予想以上の起伏等もありまして不足をしていると。また、大瓜上ですかね、お話を北側に敷設をしたけれども北側はまだだといひことでの要望等も受けております。

今般の当初予算のほうにはその部分について反映はさせていないところですけれども、当然、県等の補助によって整備を前回もしたわけでございますので、そういう事情等も含めて県と協議をして、敷設といひますか、要望に応えていくように対応してまいりました。

いと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ワイヤーメッシュ柵ですね、地域のご協力で設置していただいているという中で、やはり大変なのが草刈りとか、そういったところだと。聞くところによりますと、その作業賃金など足りなくて、地区会でお支払いしているというふうな情報も聞いておりました。

メッシュ柵を申請して地区にお願いするというふうな流れは多分変わらないんだろうと思うんですけども、その後の管理、そういったところに関して、今後どのようにお考えなのか。例えば自動の草刈り機を担当課でお持ちだと思いますけれども、やはりそういういったものが自走できるようなところに今後設置していけば、若干なりとも手間が減るんですよというふうなところでの対策なり今後の方向性なり、いかがお考えなのかを伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） そういったワイヤーメッシュ柵の設置状況のお話も、さきの常任委員会等でもお話を伺っております。キロ10万円ということで村のほうではお金を出していたわけでございますけれども、当然それでは足らずに、保全会であったり、さらには地区の会費のほうからも支出をしているという状況もお伺いしているところでございます。村としてもその辺は考えていかなければならぬというふうには思いますけれども、逆に言うと、地区を挙げて取り組んでいただいているということで、意識等も高まって、大変ありがたい活動であるなというふうに感謝をしているところでもございます。

自走の草刈り機のお話等もいただきましたけれども、議員ご指摘のとおり、そのワイヤーメッシュ柵を取りつける場所等も工夫も必要だというふうなご指摘もいただいております。よりメッシュ柵の設置場所等も工夫しながら、逆に言うと、フェンス沿いの草刈りが大変だということが今度問題になってきていると。メッシュ柵はつけたけれども、草刈りができない、しにくいというようなことが現状にあるということもございますので、ご指摘いただいたとおり、メッシュ柵の設置場所、方法等についても、もう少し我々も工夫をして、地域の皆さんにご指導させていただいた上で、そういった自走式の草刈り機も村のほうで用意させていただいているものですから、そういったものもご活用していただいて、負担軽減も図っていかなければというふうに思っているところでございます。

ます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 被害を食いとめるために、個人や地域での理解・協力というふうなところでご答弁いただいているけれども、今、西部地区だけではなくて全村イノシシは出没しているという中で、例えばときわ台地区だったり五反田、そういう住宅街に出てはいると思うんですけれども、それが頻繁になってきて、今度は人的被害とか、そういうことが起こるのではないかというふうに想像できるんですけれども、そういったところは現状どのぐらいの出没数というんですかね、そういったところでの総括、村としてそこに出没している中で、今後危険になってくるんだというふうなところを把握していることがあればお答えください。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話しいただきましたときわ台地区等については、この県道沿いに出たという実例がございます。また、衡中とか衡中北地区等の住宅密集地の部分にも出没をしている、また、通学路等にもイノシシのみならず熊等も出ているということは把握しているところでございます。

特段、現状としては対策的なマニュアル的なものはまだ設けてはいないところでございますけれども、特に農業被害の部分がクローズアップされがちですけれども、人家、民家に対する庭等の被害とか、そういったものにも、またご指摘いただいた人的な被害、交通事故等でも発生しておりますので、さらには人を襲うという例も、そんなにはりませんけれども、全国の中ではあるということでもありますので、そういったところにも農業にかかわらず全体的な取り組みとして考えていかなければならないというふうには思っております。

現状としては、通報等をいただいたときに現場には参ります。さらには無線放送等で小中学生の登下校時等であれば、なお注意喚起をするところで、また、課としてもパトロール等をさせていただいているような現状でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 2点目の実施隊の皆さんとの対話ですね。この間、2月26日にイノシシ対策をテーマにして関係者の方々とお話し、村長も出席していたということですけれども、よろしければ、その内容をもう少しお聞かせいただけないかなと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） その意見交換会の中身ですけれども、大まかに申し上げますと、1つは、講演・講話ということでイノシシの生態と被害対策についてということで、専門家の方から基礎的なお話をいただいた。それを受けまして、参加者の方々で意見交換をしたという中身になります。

その意見交換で出た主な内容についてお話ししますと、3・11の東日本大震災、東京電力の原発の関係がありまして現在不可ではありますけれども、ジビエの活用をしてはどうかというような意見も出ました。それに関連しまして、解体場、今、捕獲したイノシシ、止めさししたイノシシを個人宅のビニールハウスの中で解体を処理しているということがあります。解体場を求める、つくってほしいというような話が出ました。さらには、先ほど来お話が出ておりましたワイヤーメッシュ柵の追加の設置要望の話も出ております。あとは電気柵の補助についてのお話も出たところでございます。あと、これもこの後の質問のほうにもありますけれども、止めさしの後継者の問題についてもお話を出たところでございます。概要ですけれども、以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 前回の9月の質問の際には、実施隊の皆さんとの声を聞いてほしいというふうに私言ったかと思うんですけども、そういう方々からのお話なりはなかったんでしょうか。もしあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話しさせていただいた内容も隊員の方々から出た内容でございますけれども、さらには、その後懇談等もしたんですけども、そのときに出た内容といたしましては、どうしても実施隊の方々もそれぞれの仕事を持っているということもございまして、止めさしをするときというのが大体土日とか祝日になるということで、その際の担当課としての対応をもっと何とかしてもらえないかと。通報とか駆けつけるとか、あと止めさしをする際の警察への通報といった形で、役場としてもう少し対応してほしいというような要望があったものです。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今後もそういう話し合いなりに取り組むということですので、お願いしたいなと思います。

3点目の長野県塩尻市の例でありますけれども、常任委員会で視察に行かせていただいて、本当に最先端というんですかね、技術的にも能力的にもすごいところだったわけ

ですが、この検証に向けて、やはりもともと持っている資産にプラスしての対策だったということで、村では導入するのに厳しいんだというふうなことありますが、では、その他の実例をもとに大衡村で取り組めそうなもの、そういったところの研究などは行っているんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話しいただいたとおり、塩尻市のほうの事例ということで、うちの課の職員も同行させていただいたて、検証をさせていただいたところでございますけれども、なかなか塩尻市の事例、今お話しいただいたとおり、かなりの時間的にも金額的にも積み重ねがあって、その一部をイノシシ対策に応用されたというような事例かというふうに把握しているところでございます。

検討状況ということで常任委員会でもおわびをさせていただいたところですけれども、いろいろ事例を見ているところでございますけれども、なかなか、塩尻市の例にしては、それは村としては難しいかなというのはお答えさせていただいたところですけれども、いろいろアドバイスをいただいたところで、自治体でいいますと神奈川県の伊勢原市とか千葉県の木更津市などの事例等もちょっと、あくまで直接行ったわけではございませんので、インターネット等での検索、調査というような形にはなってしまいますけれども、例えば2,700万円の被害が出ていたものが1,900万円に抑えられたとか、各自治体の担当者の努力というのもあって、我々ももっと努力しなければならないなというふうに見てはいたわけですけれども、一から塩尻市のように大きなシステムといいますか、そういういたものを構築するという部分では大変難しいかなというお話なんですけれども、通常の電話回線といいますか携帯の回線等を利用して、そういったもので比較的安価で、金額的にはわかりませんけれども、安価でできるのではないかというのもちょっと検討といいますか確認をしているところでございますので、そういったものをもっと積極的に調べて、安価であれば新年度の中でも見直しをかけながら試験的に検討ということも考えられますので、そういういた面で考えてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 当初予算にのっていないなというところで質問しているところですが、先ほど伊勢原市のお話が出ましたけれども、課長も同じホームページを見たのかなと思いますが、例えば伊勢原市ですと、NTTと協力して見回りを軽減するシステムですね。

余り高価な設備ではないなというふうに思っているんですけども、わなにかかれば携帯にかかった動物と時間とメールが行くというところで、見回りしなくとも済むんだというところですね。ちなみに、「みまわり楽太郎」というふうな商品です。また、その後継としては「親子みまわりローラー」というところですね。電波の届かないところで設置をして親機として携帯電話の電波の届くところに設置をすると、そこから皆さんの携帯に情報が行くというふうなことになっていまして、単純に磁石が外れてスイッチが入って写真を撮って携帯に送るというふうな、そんなに複雑ではないシステムかなというふうに思っていたんですけども、また、木更津とか、関東、各自治体でNTTなりKDDIなり、そういったところと連携をしながら、見回りを幾らでも楽にするような、そういうことを取り組んでいる自治体がかなりあります。ぜひその辺、調査研究していただきたい。

近くでは仙台市、大崎市でも、もう既にそういった取り組みを行っておりますので、遠くに行かなくても情報は得られるのではないかというふうに思います。費用もどういったことでかかるのかということもわかるんだろうなと。ホームページで調べますと、自分の情報も入れて情報をもらうというふうなやりとりが発生して、規模なりで多分NTTとかKDDI、システム的なところでの金額になるというところで、機械が二、三千円でも、メール発信するというふうなそのシステム料がかかるのかなというふうに予想していますけれども、その辺もぜひ研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今、議員おっしゃられたとおり、県内でも大崎市の事例、岩出山でしたかね、とか、仙台市だと西部、大倉とかあちらのほうの対策等の話も聞いているところでありますて、そういったものをもっと積極的に収集、検討してまいりたいと思っております。

ご指摘いただいたNTT、KDDI等のシステムについても、若干確認させていただいたところがありまして、お話しをいたいたように、親機を設置すればそこから子機ということで各わなのほうに複数のものが発信機といいますか取りつけられるということで、その間、若干、ある程度のわなまでの距離が確保できるということで、複数の見守りが可能だということありますので、現時点では見回り、1,100件弱にもう上っています。昨年が848件でございましたので、1,000件以上の見回りをこれまでも、ま

だ年度終わっておりませんけれども、11カ月程度で回っていただいているという実例もありますので、積極的にそういうものを検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そういうところをいろいろ調べておりますと、例えば総務省でICT事業への補助金、助成金、そういうものも出ておりますし、実際、佐賀市でそれを利用して設置したというふうな例ものっておりました。また、農水省でも、鳥獣被害防止対策交付金というんですかね、そういうものもあるようです。2分の1だったり3分の2だったり、上限幾らとかというふうな補助金もあるようですので、そういうところをどんどん活用して、幾らでも早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

というのは、何千万の被害、大衡村の被害が金額にして幾らになるのかわかりませんけれども、もしあわかりましたらお示しいただきたいんですが、その金額がやっぱり2,000万、3,000万、そういうふうになってからでは対応がどんどん厳しくなると。今のうちに対策を打っていかないとというふうなところで、議会としても取り組んでいるところでありますので、そういうところがおわかりましたらお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 大変申しわけないんですけども、実際の被害額というものは実際調査は現時点ではしていない、そういう状況でございます。

ご指摘いただいたとおり、各種補助があることについては確認をしているところでございますけれども、いろいろ制約等もありますので、その辺も含めながら検討して、使い勝手のいいもの、できるだけ村の実情に合って使い勝手がいいもの、そういうものがあればぜひ活用して対策に当たっていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 止めさしのほうにも進んでいくんですけども、止めさしをした後のその後の処理に関して、村田町で施設を導入しましたよね。これも新聞に載っていたかと思うんですけども、年間500頭処理できるというふうな施設がありました。その辺の情報等を課ではどのように押さえておりますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 村田町の事例については、新聞等で確認をさせていただいているところでございます。概要を申し上げますと、一度に8頭ぐらいの処理ができるということで、約1カ月でそれが骨まで分解されるというようなシステムということでござ

いまして、導入から今月で10カ月になるということなんですが、約11トンのイノシシが処理できているというようなところで、村田町の場合でいきますと、穴を掘って埋設処理をしているというのが現状だということでございまして、そういった駆除、実施隊の方々の穴を掘ったり埋めたりする労力といいますか、そういったものの負担が軽減されているというふうに拝見させていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 止めさしをできる方の不足に準じて、解体できる方、処理できる方も育成しなきやならないのかなと。そういった施設もどんどん必要になるのかなと。村だけで考えるんじやなくて、広域的に考えなきやならない部分もあろうかと思いますけれども、そういった情報もいろいろ収集して、今後どういったものが必要になるのかというところを一緒に研究していければと思っております。

止めさしのできる方、5名ということですけれども、銃の免許を持っている方はもつているというふうに伺っております。私の知っている方も免許は取ったものの、まだ銃は手に入れていないというふうなところで、その方とお話しさせていただいたときも、やはり銃を持つというののハードルがちょっと高いんだというところで、もし役場に銃を保管できる場所があって、銃をきちんと管理していただけると。それで、止めさしをしなきやならない状況になった際に、そこに出動して止めさしをするというふうなことであれば協力できるかなと。私も、そのお話をしたときに、そういう体制になれば私も免許取ってみようかなみたいな話にもやっぱりなっています。そういったところで、募集だけではなくて、行政として何らかの対応ができないか、そういったところは研究なさっていますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 銃の免許取得等については、先ほど村長のほうから答弁させていただいたとおり、止めさしをするということでありまして、生き物の命を絶つということで、その部分だけでもちょっとハードルが高いのかなというふうには認識しておりますけれども、今議員ご指摘のとおり、免許を今度取得しても、銃の保管になかなか、適切に保管をしておくというのが難しい。猟友会等の会合等でお話を聞いても、警察の方からも、自宅に保管をしていて盗難に遭ったというケースが年に何回かあるというような、過去にあるというようなお話を聞いておりましたので、その辺の今度保管の問題というものがあることも認識はしているところでございますけれども、なかなか、そ

いったものに対して役場でというお話ですけれども、現状では検討していなかったところでございますけれども、警察とかそういったところの判断等も必要になってくると思いますので、一概に現時点で役場でできるとかできないということをお答えできないような状況でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今後ぜひ検討していただきたいなと。誰も止めさしができなくて処理もできなくてとなれば、どこかにお願いする、委託するというふうなことにもなる。それもいなければ、野放しになるというふうなところで、やっぱりちょっと怖いのかなというふうなところもありますので、あとは、全体のお話の中で、やはり村民挙げて対応しないとなかなか解決しないんだろうというふうなことも感じております。例えばイノシシが町場に出ました、学校の近くに出ました、そういう場合に学校ではどういう指導をするべきなのか、村としてのマニュアルはあるのか、地域として地区として対応をどのようにするのかというふうなところをみんなで話し合わなければ、なかなか解決しないんだろうなと。

前回の2月26日ですね、講師を交えてお話があったというところで、やっぱり専門的に携わっている方でも勉強になったというふうなお話ですので、何も知らない方、地域の方、出没しているところで、そういう講習なり勉強会なり、どんどん開いていただいて、イノシシの生態なり、また、そういうことをすることによって、実施隊に参加してみようかと思う方もいたり、いろんな知識の中で、こういったことができるんじゃないかという意見が多分出ると思うんです。なので、ぜひそういう地区ごとに、地区に帰ってというんですかね、説明会なり勉強会なりどんどん開いていただいて、イノシシの対策について進めていただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました。これは村を挙げてといいますか、地域を挙げて、その対策といいますか、そういうことを勉強会なりですね、そういうものをみんなで知識あるいはそういうものを共有する、被害のあり方、被害やらそういうものを共有していく、そしてその対策をどうしようかということをみんなで共有しながら話し合いをする、その各地区地区で、そういう機運の醸成が盛り上がってこなければならぬのかなと、こういうふうに思っております。

あと13分でありますけれども、村としてもただ手をこまねいているというわけではございません。

ざいませんというお話をさせていただきました。いろいろと方策をめぐらせてはいるわけです。その一つとして、まずもってメッシュ柵ですね、そういうものを設置するということをやってまいりました。さらに、それでも全く余り効果がないというようなお話もありますので、じゃあその次は何をというような話にもなってまいります。しかし、やはりいろいろと費用対効果、経費ももちろんかかります。先ほど議員のおっしゃった塩尻市の例をとりますと、それをやるために膨大な経費、一からやればですよ、一からやればそういう経費も膨大になってくるということありますので、村としてやれる何かがないのか。

そういう場合に、まず一つ一つ、消去法ではありませんけれども、何がやれる、かにがやれる、まずもって実施隊の皆さんを、今24名になったわけでありますけれども、村としての一応の目標としては30名を予定、予定といいますか、ということありますけれども、まだそれに届いていないということあります。その実施隊の皆さんのが充足率を高める。

そしてまた、何といっても止めさしですね、やっぱりね。止めさしに対するいろんな方策、これがもっともっと必要になってくるのかなと思います。仕事があるから日曜、祭日にしか止めさしに行けないというんではちょっとまずいと思いますので、やっぱり止めさしをできるような人の増員といいますかね、そういうものを考えたときに、やはり銃所持免許の取得に対する助成をもっと手厚くするとか、あるいは銃の購入費用の一部を助成するとか、そういうものもやっぱり必要になってくるのかなと。だからといって劇的にふえるとは思いませんけれども、やっぱりスタンスとしてはそういうことも考えながらやっていかなければならぬのかなと、こんなふうにも思っているところあります。

議長（細川運一君） 通告順5番、小川ひろみ君、登壇願います。

〔4番 小川ひろみ君 登壇〕

4番（小川ひろみ君） 通告順位5番、小川ひろみです。通告に従い、一問一答で2件についてお尋ねいたします。

初めに、学校教育の充実はと題し、ご質問いたします。

宮城県は多くの課題を抱えていると言われております。全国学力・学習状況調査の小学校平均正答率の低迷、全国ワーストの1,000人当たりの不登校児童生徒、全国平均を下回る体力テストの結果、全国基準を上回る肥満児童生徒数などだとも言われております。

この現象は、震災による影響もあるとも思われます。そういう中で、本村の学力は県内でも思わしくない状況であるといいます。この状況をどのように捉え、これから目標、施策をどう考えているのかをお聞きいたします。

また、不登校の未然防止策と初期対応は子供たちへの声がけが必要であるとの見解も示されております。おおひらっ子7か条が本村挙げての取り組みとして行われておりますが、効果はどうでしょうか。

私を含むここにいらっしゃるほぼ全員が育った昭和の時代と、現在は社会の仕組み、生活様式が激変しております。親は忙しく、子供にかかる時間が少なくなっているようにも感じます。それに伴い、学校への大きな期待を求めるようにもなっている感じております。そして、インターネットやテレビゲーム、小さいころから手にして見ているスマートフォンなど、環境の変化は少なからずさまざまな問題の要因になっているのではないかでしょうか。昔であれば自然に身につけていた他者とのかかわり方や挑戦、失敗して学ぶ機会などを、今は計画的に体験活動として行う取り組みが必要となっております。

県では、問題解決するため、さまざまな取り組みを行っております。全員協議会で説明があったみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業もその一つです。第六次総合計画（案）が示されました。学校教育での現状と課題をもとに、どのような目標と施策、方向性をどう考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

1点目、昭和48年12月に平林に新校舎が完成し、49年4月から大衡小学校がスタートしております。そのときから一村一校であり、本村のよさとしての幼・小・中学校連携の取り組みはどのように行われ、課題はあるのでしょうか。現在はどのような連携が行われているのでしょうか、お聞きいたします。

2点目、不登校は先ほども言いましたが子供への声がけを積極的に実施している学校、家庭では割合が少なく、一番の違いであるようです。そして、初期での学校内での対応と家庭との連携に力を入れる取り組みが必要です。今後の対策はどのように行われるのかお聞きいたします。

3点目、学力が低いと言われる本村では、さまざまな対策を施しておりますが、なかなか向上には至っておりません。現在どのような取り組みをしているのかお聞きいたします。

4点目、ボランティア活動とは、地域に暮らすみんなが元気に楽しく幸せに生きるた

めに、自分たちがそれぞれできることをいつでもどこでも楽しく参加できる活動と言われております。現在は少子・核家族化が増加し、地域での隣近所の結びつきなどが少なくなっています。コミュニケーション能力にも欠けていると言われております。現在、子供たちはどんなボランティア活動を実践しているのでしょうか、お聞きいたします。

5点目、小学校の新学習指導要領では、外国語活動時数が3年生で35時間、5・6年生で70時間になり、それぞれ20時間ふえます。名取市では、夏休み3日間を減らした対応で対処するとの見解を示しております。本村では大丈夫でしょうか。

以上、5項目の答弁を求めます。

次に、大規模太陽光発電施設の規制をと題し、ご質問いたします。

2017年4月、3年前に改正された再生可能エネルギーの固定価格買取制度、売電業者が従来義務化されていた一般電力会社などを通さずに、電力小売業者へ直接販売ができるようになりました。そのため、市場が拡大しております。それに伴い、建設に適した場所として山林などを買い取りし、造成して用地を確保している事例がふえております。

そして、メガソーラー発電の建設に対する法規制がありません。太陽光発電設備は、都市計画法や建築基準法では建築物に当たらないという国の見解が示されております。そのため、建設自体を規制する法令がない状態であります。開発をこのままにしておいては、土砂の流出、洪水などの自然災害や野生動物への影響が生じてしまいます。環境に配慮した何かしらの措置が必要と考えます。

1点目、平成30年第3回定例会の一般質問で、村長は条例制定を前向きに検討すると答弁しております。その後には富谷市や丸森町の自治体で規制条例が制定されております。この現状をどのように捉え、状況はどうなっているのでしょうか。メガソーラー建設に対しての本村自治体での規制を早急に図るべきと考えます。村長の考えをお聞きいたします。

2点目、事業終了の使用済みの太陽光パネルは、ガラスくず、金属くずなどになり、産業廃棄物となります。事業終了や事業所が倒産した後の太陽光パネルの撤去、リサイクルなどが全国的な課題となっております。産業廃棄物化や感電のリスクなども懸念されます。計画的な対応が必要と考えますが、村長の答弁を求めます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えをいたします。

まずもって、学校教育の充実について、問1でありますけれども、この件につきましては、後ほど教育長より答弁をいたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

私は問2の大規模太陽光発電施設の規制をということでの答弁になるわけであります。

その1点目のメガソーラー建設に対して自治体条例での規制をとのご質問であります  
が、日本における再生可能エネルギーの主力である太陽光発電事業については、平成  
24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく  
再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設された以降に加速度的にふえております。  
特に、大規模な太陽光発電施設、俗にメガソーラーと呼んでおりますけれども、これは  
メンテナンスが少なく、人件費などの維持費、管理費を抑制できるなどの理由から導入  
が拡大している一方で、森林を伐採し造成するケースもふえております。土砂流出等の  
自然災害や生態系への影響が懸念されるところであります。これは議員も心配されてい  
る所であります。

また、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足し  
たまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や防災・環境上の問題で地域住民との関  
係が悪化するというような問題が顕在化しております。

このような背景から、全国各地において再生可能エネルギーとの調和に関する条例を  
制定し、事業着手前の事前協議及び住民説明会の義務化や抑制地区を指定するなどの規  
制を設けている状況となっております。

本村におきましても、現行の大衡村開発指導要綱と先進事例との比較等も含め、新たな条例等の検討を進めてまいりましたが、先進事例の条例の効果や、条例によりどこまで規制が可能かなど、さらなる検証が必要と考えております。今後も引き続き条例制定  
に向けた情報収集を行うとともに、現在整備済みの太陽光発電施設については、事業者  
に対して施設の適切な維持管理に努めるよう指導してまいります。

次に、2点目の太陽光パネルの廃棄・リサイクルに向けた計画的な対応とのご質問で

ありますが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取価格は、廃棄に必要な費用が盛り込まれていること、そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により太陽光パネルの廃棄処理の責任は事業者にありますが、一方では、太陽光発電事業は参入障壁が低く、さまざまな事業者が参入しており、発電事業の終了後に太陽光発電設備が放置、不法投棄されるのではないかといった懸念があります。

なお、10キロワット以上の事業用太陽光発電設備の廃棄費用については、以前から積み立てが努力義務となっていましたが、平成30年4月の事業計画策定ガイドラインの改定により、積み立てが義務化され、同年7月には廃棄費用の積み立て計画及び進捗状況を定期的に報告することが義務化となり、廃棄物の処理にかかる費用が担保されていることから、太陽光パネルを放置、不法投棄されるリスクは軽減されております。

今後も、事業者に対し、廃棄物の行政処分の権限を有する県と協力しながら、事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求めてまいりたいと、このように考える次第であります。

以上であります。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） おはようございます。

私のほうから、学力低下・不登校など多くの問題を抱えている状況の中で、第六次総合計画（案）が示されました。学校教育での現状と課題をもとに、どんな目標と施策の方向を考えているかとのご質問にお答えいたします。

1点目は、一村一校のよさ、課題はとのご質問ですが、まず、よさにつきましては、一番に9年間、こども園を含めるとそれ以上の期間、子供たちはほとんど同じ仲間と過ごすため、周りのみんなが自分のことをわかってくれる中で安心して学校生活を送ることができるということが挙げられるかと思います。また、小中一校ずつで、行事等、さまざまな面で調整や連携がしやすい環境にあると言えます。

一方、課題といたしましては、早い時期に子供同士で序列が決まってしまい、友人間でつまずいた場合、修復が難しい、また、学習面において、いま一つ競争心に欠けるなどということが挙げられると考えます。

次に、2点目の不登校などへの対策はとのご質問ですが、これまでと同様に、引き続き学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、情報を密にしながら、児童生徒や保護者及び教職員の支援に当たってまいります。

また、令和2年度中に整備を予定しております心のケアハウスを中心に、学校及び各関係機関と連携を図りながら、不登校児童生徒の学習支援や保護者の相談等を含め、一つ一つのケースに丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の学力向上の取り組みはとのご質問ですが、令和元年度に実施いたしました県の総合教育センターによる市町村教育委員会との連携によるサポート事業に、令和2年度も引き続き取り組み、学習面における小中連携をさらに進めながら、教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上につなげてまいりたいと考えております。

加えて、スマートフォンの長時間使用の問題など、児童生徒の生活改善に向け、保護者や地域の皆様のご協力を仰いでまいりたいと考えております。

次に、4点目の子供たちが行うボランティア活動の取り組みはとのご質問ですが、小中学校においては、発達段階に応じてさまざまな活動を行っております。小学生につきましては、PTA奉仕作業の際に、保護者と一緒に参加して除草作業を行ったり、除雪の際、早く来た児童が雪かきを手伝ったりしております。

中学校につきましては、緑化活動として年3回、環境整備委員に生徒のボランティアが加わり花壇整備を行ったり、生活委員を中心にボランティアが参加して村体やバス停周辺を含む校舎内外の清掃を行ったりしております。

また、台風19号で大きな被害のあった大郷町のため、生徒会執行部が自主的に募金活動を行い、メッセージとともに募金を届けております。

特に、中学生につきましては、心の成長を行動につなげができるようになってきているものと考えております。

最後に、5点目の小学校の新学習指導要領では外国語活動時数がふえるが、その対応はとのご質問ですが、小学校3、4年生は外国語活動が年間35時間に、5、6年生は英語が75時間になり、本年度に比較してそれぞれ20時間の増となります。新学習指導要領のもと教科書も新しくなりますが、小学校では移行期間も含め、以前より指導計画の整備等計画に準備を進めてきているものと理解しております。

令和2年度に関しては、英語専科の講師が配置されることが決まっており、ALTとともに指導に当たりますが、小学校教員の指導力の向上は不可欠であり、専科講師の授業の機会を捉え、研修の機会をふやしていくことが必要と考えます。

新しい時代を迎えるに向け、将来に向けて子供たちがみずから考え、判断して、よりたくましい人生を歩んでいくために、生きる力を育むことができるよう、教育委員会といたしま

しても学校や保護者はもとより地域の皆様の協力をいただきながら、時代に即した教育を推進してまいる所存でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 最初に、学校教育の充実についてを再度質問いたします。

教育長のほうから、一村一校のよさ、課題についての答弁は、誰もが思い、感じていることであったと思います。

施政方針（教育部門）では、令和元年度から県のサポート事業に手を挙げ、一村一校ずつという利点を生かして、学習面において小中連携を進めて、相互の授業参観や授業、指導法についてともに話し合い、研究の機会を重ねることにより、共通理解のもと、義務教育の9年間で子供たちに力をつけることができる教育を目指していくという文面があります。令和元年度の成果と課題はどうだったのか、それに基づく令和2年度の取り組みをどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 初めに、小川議員の課題意識につきましては、教育委員会の課題でもありますし、今現在、令和1年度から取り組んでいるということを申し上げさせていただきます。

さらには、この課題を達成させるためには、学校と教育委員会だけではなく、子供と親と、そして学校、ここが結びついていかなければなかなか達成されるものではないという認識がありますので、先に申し添えさせていただきます。

そして、今のご質問ですけれども、この研究会が1年目終わったところなんですが、日々に先生方は小学校ともっと話すことが大切ですねと、それは授業だけじゃなくて、生活面においても知らない部分が多々あるので、この機会に捉えられて非常によかったですというふうに感じておりますので、今年度も、ただ単なるその事業における研修だけではなく、生徒指導の共通理解を図れるような機会も設けられるような活動、研究にしていきたいなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 今、教育長がおっしゃったように、やはり、学校の授業やそういうものだけではなく、子供に対する声がけ、先ほども一番最初に質問で申しましたように、声がけをして子供の言葉を聞き出す、そのような力の取り組みがとても大事になると思

います。そのことによって、学力向上、不登校、さまざまなことが解決されると思いま  
すが、その点についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

まさに、学習面だけではありません。不登校においても言えることがあります。例え  
ば不登校でいえば、未然防止が一番最初なわけですけれども、その未然防止をするため  
に一体何が起きるかというと、やはり、教師と保護者がふだんから子供について会話す  
る時間が必要であり、学校においては、時間があれば子供たちと話し合い、そして褒め  
る機会も与えると同時に、そのことを家庭につなげることで、また、家庭は学校に子供  
の変化について連絡していただく等すれば、未然防止という部分はある程度できるとい  
うふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） それに伴って、こども園との連携は今までどのように捉えていて、こ  
れからどのように考えていくのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

こども園との連携につきましては、最初に、平成30年になりますけれども、仙台大学  
を介しましてこども園の卒園児の体力測定ということを行いまして、そして、その結果  
について、卒業園児について、今度、小学校で経年観察をまた行うということで始まっ  
ております。

そのほか、いじめ防止対策連絡協議会等における話し合いの中で話題提供したり、そ  
れから、幼保小中の就学指導委員会等での話し合い、情報交換など、できる部分の委員  
会を通して連携はできるように進めてまいっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） おおひら万葉こども園、私もいろいろと来賓として出席する回数が  
多々あったわけありますけれども、子供たち、すごく意欲的に、そして、先生方もし  
てている活動が見えております。

それがいいか悪いか、そして、その子供に合うか合わないか、それはそれぞれだとは  
思いますけれども、一人一人の個々の個性を引き伸ばすのが、やはり教育の現場だと思  
います。そのことについて、今、仙台大学とのいろいろな体力測定、そのような協定を

結んで行っているということでございましたけれども、もっともっとそのような連携の強化というのは、今から必要になっていくものと感じますけれども、そのことについてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

さらに、先日、尚絅学院大学との連携の提携をいたしました。その折に、大学側からもさまざまな連携ができますよということでいろいろ例を挙げていただきました。ちょっと申しわけありません、頭の中に記憶として残っていないんですけども、そんなところも含めまして連携は進めていきたいなと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 今、教育長の答弁で、尚絅学院大学との提携によって、これからもいろいろな、答弁にはなかったんですけども、いろいろな取り組みをしていくというお話をでした。

2月の委員会の報告では、小中一貫だからできる教育ではなく、小中連携の立場から学ぶことが多かったという報告がございました、今年度にこの報告をもとに生かされる取り組みとしてどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 済みません、もう一度お願ひしてよろしいですか。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 2月の委員会報告では、小中一貫だからできる教育ではなく、小中連携の立場から学ぶことが多かったという、資料の提示の中でその言葉がございました。そして、報告がありました。今年度にこのことに対して生かされる取り組みはどのようなものと考えているのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） このことについては学校教育課長のほうから説明させていただきます。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

まず、小中一貫ではなく小中連携だからできることという件でございますが、この件につきましては、小中一貫校でありますお隣の色麻町の色麻学園を視察に行った際に、小中学校の先生方にも参加していただきまして、いろいろいいところを見てまいりました。

た。

よかったですを、小中一貫だからできるのだというふうに思うのではなく、小中別々でもいいところを取り入れながら、さらに連携を進めていくということが、これからの中村の小中学校に必要な部分かと思います。

先ほど小川議員のほうからお話をありました連携サポート事業も、その観点でもって今年度から導入したものでございます。なかなか学校が離れておりますので、お互い1校ずつですが、これまで思うように学校に行き来をしたりということができてきませんでしたので、先ほど教育長も申し上げましたとおり、実際にお互いの授業を年間何度も見ることによって、先生方の互いの指導の違いやよさ、それから、子供たちの生の様子が目で見てわかったことにより、来年度、さらに現状を理解した上で進める部分というのが出てくるのではないかと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 学校教育課長のとてもすばらしい答弁をお聞きいたしまして、これから大衡村、今年度からすばらしくいろいろと環境が変わっていくのではないかと期待を申し上げます。

次に、2点目。不登校などへの対策はとしてお尋ねいたします。不登校の現状、できる範囲でいいので、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

まず、令和元年度、本年度につきましては、12月現在ですが、小学生については4名、中学生について4名というのが今年度の不登校の状況でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 大衡村では、スクールカウンセラー週1回、スクールソーシャルワーカー週2回ということで、いろいろな取り組みをしております。そして、今回、子供の心のケアハウスということを創設するというお話をございました。

そんな中で心のケアハウス、不登校になる原因が、やはり複雑化、多様化する中でこの心のケアハウスが創設されるとは思うんですけども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また心のケアハウスでのスーパーバイザーなど、いろいろな方々の名前が横文字でございます。実際的に何人の方でこの心のケアハウスの取り組みがされるのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えいたします。

支援担当者の職務なんですけれども、中心となって行う方がスーパーバイザーということで、一応お名前をつけております。そして、実際に窓口として機能を果たすサポート面の方をコーディネーター、そして、ケアハウスに通所する児童生徒や学校の別室登校生徒担当の学習支援等を行う方をサポートーというふうに大衡では呼ぶようにしておりました。さらに、そこにスクールソーシャルワーカーと、時々はスクールカウンセラーに来ていただいて、運営していくというふうにしております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 最終的には5人の方々でこのような取り組みをされると思うんですけども、この不登校の対策ですね。この心のケアハウス、施設の整備とかというのほどのくらいにでき上がると考えているのでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 次長からお答えします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 心のケアハウスにつきましては、旧幼稚園を改修して設置をする予定としてございます。したがいまして、令和2年度の当初予算のほうにその辺の予算を計上させていただいてございます。

時期につきましては10月後半ですね。10月1日に開設できるような形で事業を進めたいと思っておりますが、できるだけ工事のほうの進捗を早めていただければ、それに応じた形で、できるだけ早目には開設をしたいなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 不登校対策として、幼稚園跡地の改修、また今回、心のケアハウスのスーパーバイザー、コーディネーター、サポートー、そのようなことで人件費も上げられて、今回の予算で3,139万円計上しております。詳細的な部分というか、できる範囲でお尋ねいたします、

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 予算審査特別委員会の中で、その辺については詳しくご説明するようになるのかなと思っておりましたけれども、概略的なところでお話しさせていただき

ますと、人件費の部分につきましては3名分の、先ほどのスーパーバイザー、コーディネーター、サポーターという形で860万円位の予算を予定してございます。

また、施設の整備に関しましては、トイレと、あとは水回り関係、そういういったものが主になりますけれども、そういういったものをもろもろ含めて1,800万円ほど、工事費として計上してございます。

また、維持の管理費という形で、光熱水費であるとか警備であるとか、そういういったものをもろもろ含めまして大体150万円くらい。その辺を維持経費として見てございます。

また、事業の経費、こちらは教材を買ったりとか、そういういたものも出てきますので、そういういたものの想定といたしまして110万円ほど、今のところ見ております。

そのほかに、補助対象にならないけれども、備品とかどうしても必要な物品が出てまいりますので、そういういたもので大体200万円くらいの予算を今回計上しているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） この施設が10月1日という説明が先ほどありましたけれども、このスーパーバイザーやコーディネーター、サポーターの方々、先生方は、その間、どこに位置してどのような待遇になるのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

本部となるところを役場内に設置したいと思っております。そして、スーパーバイザーもコーディネーターもサポーターも、役場内で対応するときに、まずは電話対応しますけれども、それ以外に、大衡村としての心のケアハウス事業のあり方を、子供たちのところに足を運びながら運営形態を築いていくというところもありますが、それ以外に3人のメンバーにつきましては、別室登校あるいは学習支援のところで4月から活動してもらう予定でおります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 不登校対策、このように手厚くするということで、とても心強く思うんですけども、私は、この先生方がいるということで、発達障害、そういう部分に対して、目には見えない、親でもちょっと余りにも気づきにくい、そういうような方々が不登校になったり、いじめの対象になったり、そういう部分があるようにも感じられる部分があります。そういう部分に対しても、やはりこれから対応していくことも必要であ

り、またそれに対する、皆さん住民やそれぞれいろいろな方々の親御さんたちの理解を求めるような対策が必要かと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 議員おっしゃるとおり、不登校になる原因としては1つだけではありません。さまざまなものがあって不登校になるというふうに言われておりますので、そこにつきましては、教育委員会も含めて、スーパーバイザーやコーディネーターと十分に話を進めながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 次に、学力向上の取り組みについてお尋ねいたします。

答弁の中に、スマートフォンの長時間使用の問題など、児童生徒の生活改善に向けていくという文言がございます。自治体によっては条例で定めているところもございますけれども、保護者や地域の協力、具体的な取り組みをお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

具体的な取り組みにつきましては、校長会、教育委員会等でこのことについて話し合っておりますけれども、校長会におきましても、教育委員会におきましても、共通して考えていかなければならぬことは、児童生徒の生活改善を図ることが大切ではないかというふうなところがありましたので、その児童生徒生活改善委員会等を組織いたしまして、実際、今後、具体的にどうするかということを考えております。

しかしながら、それだけではありません。先生方においては、県の教育委員会が示しております5つの提言をしっかりと実施してもらい、また、これまで2年間継続してまいりました、先ほど小川議員もおっしゃっておりましたが、「おおひらっ子7か条」の推進、これは非常に大切な部分ですので、ここも同時に進めてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 学力向上の一つの取り組みに対して、私が提案したいことがございます。

やはり、前にも一般質問いたしましたけれども、給付型奨学金の制度を創設することによって、やはり、頑張れば自分もいろいろな学校に行けたり、大学に行けたり、自分の親の力をかりないで、自分でもできるというような取り組みをすることによって、意

識を高めていくということが必要かと思います。そんな中で、本村で就職するということを前提として考えることを私は考えていたんですけども、その中で、総合計画の案で、奨学金制度の拡充で、高等学校以上の教育を希望する者の誰もが教育を受けることができるよう、給付型奨学金を含めた奨学金制度の充実を検討し、教育支援の質の向上に努める、そして、大衡村出身者が大学卒業後、村内で就職することで奨学金返済の一部免除を行う等の支援を検討するということがございました。このことはどのくらいの時期に検討し、どう考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

学力向上のために、今申し上げました子供たちの生活改善、特に、スマホやゲーム等の長時間使用に対する学習量が非常に少なく、これを何とかしようという委員会の先生もありますけれども、それ以外に、今年度から考えて行こうと思っている部分につきましては、今、議員がお話をなさいました奨学金の返還についても考えていかなければならぬなというふうに考えております。これについては、やはり、頑張る人がいたら、頑張るために私たちは応援していますよという、そういう強い言葉をかけながら、返還あるいは無返還、一部返還等、どうしたらいいのか、それから戻ってきた者だけに出すべきなのか、いや、ちゃんと就職して立派になった人だったら誰でもいいのだろうか。そんなところまでしながら考えていきたいなと思っています。

さらに、大衡村には塾がありません。塾がありませんので、尚絅学院大学の先生の中に塾について検討された先生がいらっしゃいまして、そのことも含めまして、今現在考えているところです。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） ぜひ、今、教育長が話したことを実現に向けるよう取り組んでいただきたいと思います。

子供たちが行うボランティア活動の取り組みについてお尋ねいたします。

子供たち、たくさんのボランティア、やはり、こういうことが心の成長、心身ともに豊かになることにつながっていくと思うんですけども、やはり、それは地域とのかかわりということもとても大事だと思います。

今回、答弁書でもらったものについては、やはり、学校内、その周辺においての活動が多かったと思うんですけども、やはり、大衡村、老人施設や障害者施設などあるわ

けでございますから、そういう部分に対しての体験活動、そしてボランティア活動、そういう取り組みも必要かと思いますが、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

まず、小学校関係でお話ししますと、子供たちのみでボランティア活動をするというのは非常に難しいことだと実感しております。したがって、保護者あるいは学校の先生が付き添っていく活動になるかと思います。

そのことについては、小学校のほうでは、ちょっと年度を覚えていないんですけれども、特別養護老人ホーム等の訪問をして歌を歌う等、そんな活動もしているようです。

中学校につきましては、今現在、そこにはかかわってはおりませんが、そのほかのことできることは大分やっていると思います。その中でも、一番自主的にやっていることは、部活動を中心として、毎朝、学校前の掃き掃除を交代でやっている。これはすごくいいことだし、子供たちが率先してやっていることですので、今後もまた進めていきたいなと思っております。

ボランティア活動で重要なところは、親がついていたにせよ、子供1人だったにせよ、体験していることが非常に重要ですので、そしてまた、その体験は今後の生活の中に必ず生きてくると思います。今後も続けさせていきたいし、また、分野については、また学校ごとに検討させていきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはり、職業として、今、介護士、保育士、そういう部分が不足しているという部分があります。その職業をきちんと小中学生、子供のときに携わり、かかわることで理解をする。そういう取り組みがこれから必要となると思いますので、ぜひそういうこともしていただきたいなと思います。

次に、小学校新学習指導要領での時数がふえるけれども、その対応はということで、名取市では夏休みを減らす対応をしております。本村ではどのように考えているのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えいたします。

基本的に、外国語の指導なんですけれども、小学校には英語専科の先生というのではなくてはおりません。したがいまして、今の活動自体は担任の先生が英語の授業をする

に当たって、ALTとともにやるというのが基本であります。

それに伴いまして、県から現在英語の専科の先生を入れて活動しております、英語の専科とALTのかけ合いの中での授業を行っております。でも、これは今後それがそのまま行くのではなく、現実的には担任自身が英語をやらなければならないというのが基本になっております。したがって、じゃ英語、ALTをふやそうかということになるかもしれません、ALTをふやすと、今度は英語の専科をふやしてくれとなりがちであります。

したがいまして、教育委員会としては、英語専科やALTをふやすのではなく、先生方の英語の研修や英語の授業研究をよく見て、自分の授業としてできるようにしていくことが教育委員会でやることかなと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） いろいろなご質問をしましたけれども、これからのお供たちのために教育現場としていろいろやっていただきたいと思っております。期待したいと思います。

それでは、次に、大規模太陽光発電施設の規制をということでお尋ねいたします。

答弁書の中で、事業着手前の事前協議及び住民説明会の義務化や抑制地区を指定する等の規制を設けていて、もう条例化を制定していると。本村において条例化をすることは必要ないとこの文で考えてよろしいのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういう答弁をしたんですか。そうですか。

大衡村の開発指導要綱、これに基づいて事業者と協議をしているということありますので、ただ、メガソーラーに係る条例というものは、まだ制定はいたしておりません。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 制定していないということで、これは多分、このような背景から、全国的に再生可能エネルギーの調和ということでの多分制定だと、私の勘違いでした。

それで、やはり、この事業者と着手前の協議の義務化をもっともっと強くして、住民説明会の義務化もしている自治体もございます。やはり、そういうことが本村において必要と考えますが、村長の考えをお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、本当に大衡村でも、いろいろなところでそういうメガソーラーといいますか、山林を伐採してですね。それで、それが原因かどうかはわかりませんけれど

も、大雨災害時など、土砂の流出、流入、そしてまた河川の氾濫等々につながっていっている面もあるいはあるんじゃないかなと、こんなふうに懸念をするところであります。

ただいま申されましたいろいろな条例とか規制とかをやっているところ、本当にありますわけありますけれども、例えば近隣でいえば富谷市では条例を制定しておりますし、そのほかは、そんなにもないんですけどもね。でも、決定的な権限というものは、その条例を見てもないようあります。これは国で、本来であればちゃんとしたものを持つていただくのが筋だと、本当は思うんですけども、規制をかける、かけることはいいんですけども、それを絶対権限というのではないような形で動いているわけですので、そういうことで、大衡村としてもどういうふうにしたらいいかということを今検討している最中でもありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 平成30年のときも、ほかの議員が質問したときも、やはり検討という答弁で終わっております。やはり、私も自然豊かな大衡で育ち、緑豊かな環境で育っています。やはり、その豊かな環境を守っていくことが、私たちがとても大事にしなければいけないことだと思いますし、山林などを自然破壊する造成には規制がない部分で早急な対策が必要だと思いますけれども、危機感として村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど申し上げたとおりであります、議員のご心配されていること、全く私も同じでありますので、ぜひそのことを踏まえて、条例制定等々も、去年の場合は前向きに検討するという話でしたけれども、そのとおりであります。前向きにさっぱり進んでいないのかと、こういう話なんだろうと、本当の質問の趣旨は。でありますけれども、本当に牛の歩みのごとくゆっくりとでも、一歩でも前進していきたいなど、こんなふうにも考えておるところでありますので、了解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはり、住民トラブルが発生している事例も他の自治体でございます。そのようなことが起きないよう対処することが、私たちがやはりしていかなければならないことだと思うんです。最後に、私のトラブルが発生しないように対処していただきたいことについて答弁をしていただいて終わりにいたします

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのとおりであります。

補足を都市建設課のほうにいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議員のご質問にあったとおりというふうに認識しております。

補足的にご説明させていただきますと、国のほうでも、やはり全国的な問題ということで、その取り組み、太陽光発電事業計画策定ガイドラインというものを定めておりまして、これは毎年のように内容を改定、改定している状況です。

このガイドラインによりますと、このガイドラインに定められた内容を守らないと、国による勧告、命令、改善命令、最悪の場合、認定の取り消しというような重いガイドラインでございます。

そのガイドラインでどういうものを定めているかといいますと、関係法令とか条例で定めている手続をしっかりと守ることと、あと自治体が定めている指導要綱ガイドラインを遵守することと、あと、ご質問ありました住民説明会による規定ですとか、そういったものについて定めております。

さらには、この国のガイドラインを受けまして、県のほうでもこの4月1日からの施行で今動いているところなんですが、太陽光に関するガイドラインを定める計画となつておりますし、この県のガイドラインのほうでも同じようなことを定めておりまして、さらには県と市町村に事業計画書というものを提出するような定めになっております。この中でも、住民説明会に対する規定ですとか、そういったものを設けておりまして、このガイドラインの紐づけが市町村と県、さらには、県のほうは国との連携がつながるような形になりますし、4月1日以降につきましては、最悪の国の認定の取り消しという規定の部分が市町村も連携できる部分になるのかなというふうに捉えておりまして、村のほうで、これまで国のガイドラインの改定の状況、あと県のガイドラインの規定の状況等をいろいろ調査しておりますし、この4月1日からそういった動きになるということで、大分これまで以上に規制の部分というか、住民説明会の義務化の部分ですとか、そういった部分につきまして動きがあるということで、説明にかえさせていただきます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、文屋裕男君、登壇願います。

[7番 文屋裕男君 登壇]

7番（文屋裕男君） 通告順位6番、文屋裕男です。

一問一答方式でお願いいたします。

今回、私は、大瓜木通川と大森高森水路の改修の考えはあるかという題で、村長の見解を伺います。

4年前の東北豪雨では、大衡村の上空に雨雲が次々と発生しました。この現象は、気象用語では線状降水帯というそうです。私は、初めて耳にし、経験する現象でした。短時間での大雨が大衡村を襲い、水田を川のように流れる雨水は、地元の皆さんのが生まれて初めて見る光景でした。村道は至るところで崩落し被害をもたらしたことは、記憶に新しいところです。

また、昨年の台風19号では、関東・東北豪雨での被害箇所とほぼ同じところで同じような被害を受け、大衡村が水害に弱いことが露呈しました。

近年、地球温暖化が叫ばれ、異常気象による災害が毎年のように起き、政府では、国土強靭化を図るため、本村の弱点である善川の改修や遊水池の整備を計画し、現在、工事が進められています。

しかし、国道4号より上流は、整備計画は示されず現状のままで。善川の支流になる木通川は、上流はきれいに整備され、落差工による水の流れも調整されていますが、下流は昔のままの細い水路になっているのが現状です。このような地形では、関東・東北豪雨や台風19号の大霖では、被害をこうむるのは一目瞭然です。行政側として、地区住民の皆さんのご理解を得て整備改修の考えはあるか、伺うものであります。

また、大森高森水路は、東北自動車道の整備に伴い、車道に降った雨が一気に流れます。その雨水が、周りの山に降った雨と合流し東北自動車道の下を横断し、水田に流れ込みます。行き場のない雨水は村道を越え路肩を侵食し、土砂や砂利は水田に堆積します。台風19号では、稻わらが村道を約50メートルぐらい流れ、村道上に散乱しました。高森用水路の整備の計画は、約20年前から村の実施計画に載っていたと記憶しています。毎年計画されるのに、なぜ整備されないのか、地元の住民は不思議でならないと話しています。

木通川や高森水路の下流を整備すれば、被害を軽減できると思うが、村長の考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 大瓜木通川と大森高森水路の改修の考えはあるかとのご質問でありますけれども、そのご質問にあったとおり、平成27年の関東・東北豪雨では、時間最大雨量59ミリメートルを記録し、24時間雨量では260ミリメートルを超えるなど、村内各所において道路や水田が冠水しております。そしてまた、昨年の台風19号では、24時間雨量、さらに309ミリメートルと関東・東北豪雨を超える降雨量により、各河川では堤防から越水するなど、村道や河川、農地等において多くの被害が発生しております。

木通川でもこれらの豪雨により被害を受けておりますけれども、木通川の下流部については、蛇行した線形であることから被害を受けやすい状況にあることは、村としても把握しております。被災する頻度が多い河川であることから大規模改修を検討した経緯もあったようですが、抜本的改修には、圃場整備と合わせる必要性や事業費が大きく財源の裏づけも必要であることからも実現には至っていない状況でありますので、今後も大雨等により被害が発生した場合、当面は災害復旧費補助金などを活用しながら現況復旧で対応せざるを得ないものと考えております。

次に、大森高森用排水路につきましては、議員ご承知のとおり、東北縦貫自動車道から上流は高速道路関連整備事業によりコンクリート製側溝が整備されておりますが、高速道路下流から村道奥田大森線までの区間は土側溝の状況となっております。また、土側溝により用排水断面も狭小で、かつ屈曲しており、通常より多い雨量でも水路を越水し農地が冠水する状況となっていることは、把握しております。平成26年3月には、地元高森ため池水利組合から要望書も提出されております。村といたしましても、実施計画へ計上しているところでありますが、財源の関係もあり着手には至っていないのが現状であります。

今後も国道4号拡幅関連やその他の事業との兼ね合いもあることから、事業実施時期は未定ではありますが、辺地債事業や防衛9条事業での実施について検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 村長にお伺いしますが、この木通川上流の整備されたところ、あるいは

下流のこの今の現状、ごらんになったことござりますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その木通川そのものの視察というわけではございませんが、大瓜地区を巡回した折に、車窓からといいますか、そういったところから視察的に見てはおります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） あの今の現状を見て、どんな感想をお持ちになったでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どんな感想かと申されましても、議員がただいまご質問された内容であるというふうに思っております。というのは、あの村道、戦車道ですね。戦車道から上は、ある程度、そしてさらに上はもっとしっかりと整備されているというふうに認識をしておりますし、その戦車道から下は、本当にさっき言ったように屈折した、屈曲したいろいろな昔ながらの堀とでも言つたらいいんでしょうかね、そんな感じで今あるなどいうふうには感じております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私的に考えれば、私的に考えれば、こういう川というのは、まずもって下流から直していくのが筋ではないかなと思っているんですけれども、現在あの状況を見ると、その上流については本当にきれいな川になっているんですよね。あれぐらいの川にすれば、ああいう災害は私は起きないと思うんですよ。確かにあそこの山の面積といいますか、広いです、確かに。私たちも、あそこに中山ため池というのがあるんですけれども、あの中山ため池のもっと上流なんですけれども村有地がありました。その村有地を、当時の若いシイタケをつくっていた7人の部員が払い下げていただいて、原木を切った経験があるんですけれども、本当に奥が深くて、水量も多分多く出てくると思うんですけれども、それでもあれだけの川があれば、私は災害は起きないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、村長いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。議員のおっしゃるとおりだと私も認識しております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） それだけ認識されていて、なぜできないのかというのが一番不思議なわけなんですけれども、この答弁書の中では、なかなか財源的なことも難しいというようなことで述べられておりますけれども、財源というのはつくればつくれるんじゃないかな

など私は思うんですけれども、それはそれとして、その地元の人たちがどのように今、今ですよ、今どのように考えているか、そういうことをお聞きしたいということはありますかね。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　地元の人がどのように考えているかということをお聞きしたい。機会があればそういったことは聞いてみたいというふうに思いますし、さらには、先ほど申し上げましたとおり圃場整備、下流部でですね、圃場整備をみんなでやる、みんなというか、その関係する地権者の方々でやる意思があるかどうか、そういったことも含めて、私は聞いてみたいなとは思います。

そしてさらには、あそこは防衛9条での改修等々も考えられますけれども、直接大瓜上地区と違いまして、演習場に隣接しているところではないということで、なかなかその辺の障害防止というんですか、その財源でやるということも、ちょっと若干無理な要因にもなっているということあります。ですから、わかりやすくいいますと、下流の方々の同意があって、そして、圃場整備を、規模は、圃場整備って20町歩ぐらいからですかね、くらいのだと県の補助でといいますか、県営でやれるというような状況もありますから、そういったところをうまくミックスさせてできないものかなというふうに思いますが、何しろその地権者の皆さんのが前向きにやりましょうという状況にならないことには、村として何とも今いかないというのが、実情はわかりますよ。わかってるとすけれども、その辺がネックになっているということをまずご理解をいただければというふうに思います。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　　私も防衛の予算使えないかなということで、いろいろと考えてみたんですけども、なかなか今村長が言ったように、障害防止についても、あるいは9条予算でもなかなか難しいのかなというふうに思われるんですけども、けれども、例えば、今回の関東・東北豪雨あるいは台風19号、あのときの水の流れを見たときには、あそこは一体だったんですよね。上から下まで。ですから、そのことを考えれば、私は防衛の予算も使えるんでないかなというふうに私なりには考えていたんですよ。ですから、そういうことも念頭に置きながら地域の皆さんとお話しするようになれば、私は話まとまる可能性はあるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君） そういうふうに地域の皆さんのお話を聞きながら、お伺いしながら、そして、圃場整備等々のご意見もいただきながら、そしてさらにその防衛と、上流は防衛のほうでの資金、入ってるかどうかちょっとわかりませんけれども、下流について、やはり議員おっしゃるとおり、上だけ立派にしたって下があるとおりでは本当に全然役に立たないといいますか、役に立たないも同然ですよね。上のほうは役に立ってるかもしれませんが、下のほうに行くと全く役に立ってないので、そういうことを本当に真剣に考えていかなければならぬなど。防衛のほうにもその旨を要望しながら、防衛で何でできないのかという話も、私は防衛は村全域にやるという前提のもとで、例えば奥田なりいろんなところをやっているわけでありまして、やった経緯があるということですね。なので、そういうことがあるんですから、なぜできないのかということをもう少し煮詰めてみたいというふうには思っております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 少し考えていただいて、前向きに進めていただきたいと思います。

一つ余談になりますけれども、村長にちょっとお聞きしたいことがあるんですけれども、村長、大崎市の鹿島台にある品井沼っていうのをご存じですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、品井沼、存じております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これはちょっと関連するもので今聞いたわけなんですけれども、この品井沼というのは、伝説はもちろん黒涌の人ですから知っていると思うんですけれども、伝説がある品井沼でございます。その品井沼のすぐほとりを流れているのが鶴田川なんですけれども、この鶴田川の上流が、大衡村では大森あるいは駒場なんです。そこに降った雨が鶴田川に行くわけなんですけれども、私の父親から聞くと、あの鶴田川というのは、3年に1回必ず氾濫したそうです、昔は。台風の影響で。それを未然に防ぐために、その品井沼のところに遊水池をつくったと。そして、越流点をつくって、水害になるくらいの水が来たときには、そこからその遊水池にためると。まさにそれと同じようなことを今大衡村でやっていますよね。遊水池をつくって。しかも、あのように流木があった善川が、きれいに今整備されています。ということは、水の流れが物すごくよくなってくるという状況ですよね。下流がそのように水の流れがスムーズになってくると、上流の水の引けも早いわけですよね。そうすると、この木通川を整備したならば、それ

こそ本当に災害というのはなくなると思うんですよ。ぜひこれはね、やっていただきいて、村から大瓜下の木通川のほとりの災害がなくなるように、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、その辺のお考え、お聞かせいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まず、これまでのいろいろな諸事情、障害、そういったものがあって、いろいろと木通川が上流だけの整備になっているということだと私は思います。

その障害というのは何だったのやということをひもといてみたいというふうに思います。その障害をやはり取り除けば、それは道が開けてくるわけですから、私も木通川の歴史そのものを熟知しているわけではございません。ので、どういう経緯で上だけがああいうふうになって、下はならないのかと。ただ、担当に聞くと、下は圃場整備絡みで、当時圃場整備があそこは進まなかつたんだということで、ああいう屈曲した河川といいますか、水路になっているということでありまして、それと圃場整備と合わせてやれれば一番理想的なんですよというようなお話をありました。

ただ、それはいっても、その関係地権者の皆さんやらそういった方々のご協力を得なければ、真っすぐに直すということも不可能でありますから、曲がったまま直すのか。ただ、せっかくやるんですから、やっぱり真っすぐに直したほうが、私はいいんではないのかなとこんなふうに思うわけですね。なので、そういったところをその障壁、障害をどういうことでそういうふうになっているのかということをもう一回洗い直して、いい方向に進められるような努力はしたいというふうに思っております。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　　ありがとうございます。いいお話をお聞きしまして、私も安心しました。

本当にあの状態を見たときに、これからこの大衡村の農業の先進を行っている大瓜下なんですよね、あそこはね。そういう人たちがあそこで働くためには、やはりそうした村の考え方を理解していただきいて、そして、住民の皆さんとの希望を酌み取って、そして、構造改善なりを実施するような方向に、前のときの反省というのが必ずあると思いますので、その反省を踏まえた中で皆さんにご理解していただけるように丁寧にご説明してやられていただいたらなというふうに思いました。ぜひ、そのようにやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、高森水路についてご質問申し上げます。

高森水路、先ほど冒頭でもお話ししましたけれども、東北自動車道が昭和48年ごろに

あそこを通りました。そのためにあそこから出る水というのが従来より倍くらいにふえてきたんですね。先ほどの品井沼じゃないんですけれども、ちょっとした雨で越水するようになったんですよ。村道。そういう関係から部落の水利組合の皆さんも要望書を出しているということだと思います。そういう点で、これから時期を見てというような答弁でございましたけれども、ぜひ、早くあそこの整備をしていただきたいというふうに思うんですけども、もう一度村長の考えを伺いたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　確かにあそこは、固有名詞を出すと大変失礼というか、ではないですね。多分小野寺さんと村松自動車さんの間のところですよ。本当にそのとおりです。今回も越水しまして、そして、議員おっしゃるとおり、稻わらとか道路に上がったりなんかしたのを、私も見ております。やっぱりそういうところでありますので、先ほども申し上げました。辺地債事業や防衛9条事業なんていうのも答弁書に書いてありますけれども、ということで、そんな事業を取り入れながらやれればいいのかなと。

ただ、やっぱりこれは原因というのは高速道路にもありますよね、本当はね。本来であれば。ですから、あの高速道路が建設される際に、そういった、今回の国道も同じなんです。国道4号線も。ですから、その際に本当にその辺まで交渉しながらやればというわけにはいかない、やっぱりあの当時とまだ気象条件が違いますからね。であります。ですから、そういったことも踏まえながら、やっぱり辺地債とかそういったものを利用しながらやっていければいいのかなというふうに思いますし、さらにはそれをやるためには、でも、駒場の駒場川の件もありますし、いろんな事業が詰まってきております。全部やれれば一番いいんですけども、そもそもいきません。やっぱり優先順位といいますか、じゃあ、優先順位低いのかということは私は言ってませんよ。優先順位が低いというわけではなくて、これまでいろいろとその流域の皆さんには迷惑をかけていたということありますから、その部分として、村として災害復旧の補助等々もして、これまでもしのいできたと言ったほうがいいんですかね、そういうことでやってまいりました。今後もいろんな優先順位等々もあると思いますけれども、地権者の皆さん、あるいは流域の皆さんにご負担、ご苦労をかけないようなそんなふうにしていきたいなというふうには思っておるところであります。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　　冒頭でもお話ししましたけれども、この高森水路の改修、この件について

ては、東北自動車道ができて水が多く出るというお話をしました。あの東北自動車道の西側をその降った雨水が流れるような構造になっています。その西側から東側に太い管が入っていて、それをその中を通って水田のほうに出てくるというようなそういう構造になっています。その管の太さが一体どれくらいあるかというと、1メートル55センチあります。私たちがちょっとすれば歩けるような状況なのが1本入っています。それから、1メートルのものが1本。合計2本入っています。その中を通った水が水田に出てくるということ。台風19号、309ミリ、24時間降りました。降り始めからやむまでの間に幾ら降ったかわかりますか。324ミリ降っているんです。24時間は309ミリですけど、最初から最後まで見ますと324ミリ降っています。その324ミリの水が、周りに降った水と一緒にそこを流れるわけですよね。そうすると、その太さの管でさえものみ切れないです。のみ切れないです。それはどうなるかっていうと、その管理道路ありますよね。西側に。ため池に行く管理道路があるんですけども、その管理道路の上を流れるんです。そして、その管理道路につながっている隧道を今度来るんです。ですから、もう隧道も物すごい広いあれですからね、相当の量だったんですよね。そののみ切れなくごうごうと出てきた水の排水量と用水路と見たら、ほんのちゃっこい。指摘しているように土側溝で、ほとんど機能してないんですよ、この土側溝は。ですから、出てきた途端にすぐに水田にぼんと上がるわけなんですよ。そういう状況をこれからもずっとやっていかないやないのかって、住民の方は言っているんですよ。その辺どう思います。村長。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　なかなかリアルにお示しをいただきました。本当に大変、それを頭の中でぐうつと思い浮かべますと、大変なことだなというふうには思います。本当にそういったことを一刻も早く解消してあげる、そういったことは行政として当然やらなければならぬ事業だとは思っております。ただ、これまでも、平成14年から請願をいただいているという話で、平成26年からですか。そういう請願といいますか、陳情、要望をいただいているということあります。ですから、5年以上もなるわけですね。その状況をつぶさに、担当課のみならず我々も現地を踏査しながら、あるいは議会の皆さんも視察されたんでしょうね。まだですか。行ったの。ああそうですか。ということあります。我々もそういったことを、ですから、議会の皆さんと我々も執行部も、そういった状況を共有しなければならない。ですから、私もそういったところ、きょう、具体的にこういうふうに質問もあるわけですから、ぜひ、現場に行って、そのところをちゃ

んとした感想なりなんなりを求められてもできるような、そういう状況にしておきたいなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 執行部は毎年のようにこのように実施計画というのものを出されるわけですよね。これは昨年の実施計画でした。その実施計画の中にやはり、高森の用排水路の整備とちゃんと載ってるんですよ、見ると。そうするとね、31年度には実施設計ができると、やると。実施設計ね。ですから、もうでき上がっているんですよね、これね。平成32年、ということは令和2年度、防衛の9条で用地買収と改修工事に着手しますよと。その年のうちに整備は終わりますよという実施計画です。ことしのやつを見ました。ことしのやつ。そしたらね、こう書いてあるんですよ。事業期間、令和3年から5年になっているんですよ。ここで2年延びてるんですよね。これを住民の皆さんに見せると、みんな笑ってるんですよ。何でこんなふうになるんだって。だったら最初から立てなくたっていいんでないかって怒る人もいるんです、中には。いやそうじゃないんだと。これは、村としてはどうしてもやりたいっていう意思があるからこうやってるんだから、だから、いつかは必ずやってくれるよ。ただね、要望書は出したけれども、声上げた人誰もいないんです、ここで。これに。やっぱり声を上げなければだめなんだよと。私はそう言い聞かせました、その方々に。今回こうやって声を上げましたので、何とか村長の裁量で、330メートルです、長さ。短いんです。でもね、災害が物すごいんです。この短くとも。この整備事業には、今までやってきたその例えば大鮒だとか、その辺よりもずっと資金的にはかからないと思うんですよ。ぜひ、早い時期に実施をしていただくように、私も声を上げましたので、よろしくお願ひしたいなというふうに思うんですけれども、村長の考え、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろとその前には31年で、ということは令和元年ですか。に、実施設計をやるというような、そういうふうに記載されていた。今それが令和5年、3年からですか、というふうに後ろにずれていったと。これはこの事業あるいはいろんな事業ですけれども、常々3年ごとといいますか、ローリングをかけて、ですから、前のやつがだんだんと延びていって、緊急なものが入ってくると、前にですね。そういったことが本当に多々あるわけです。それも行政として仕方のない場合もあるということはご承知だとは思いますけれども、そういったことでやっておるところであります。したがい

まして、そういう意味で、後ろにちょっとずれていったということでご理解いただきたいんですが、しかし、そんなことで恐らくわかりましたという話ではないんだろうと思ひますから、ぜひ、もっともっとスピードアップしていけるようなふうにしたいと思います。これにつきましては、課長も、課長も地元のことだからちょっとなかなか大変だらうと私が勝手に推測しているんですよ。答弁するのがね。でも、やはり役職、職責ですから、課長に答弁もさせます。課長要らないの。（「産業振興課長」の声あり）ごめんごめん。水路と道路とか一緒にしました。課長にちょっと説明をさせます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今ずっとそういう必要性については再認識をさせていただいたところであります。先ほど来村長も答弁させていただいているとおりですが、議員ごらんいただいてわかるとおり、実施計画書についても、ほかの用排水路についての計画等も載せておりまして、それらについても、表現あれですけれども横並びというような形で、なかなか優先順位という考え方でいくと、どれも優先順位が高いというようなところでございます。

防衛の9条という話もありましたが、ご存じのとおり、国道4号なりほかの事業へのこれから当て込みというのも出てまいりますので、その中でというのがなかなか難しいわけですけれども、今お話を頂戴したとおり、できる限り早くできるように考えていくというか、進めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 先ほどこの実施計画を示しながら、なぜか今回は2年ずれましたという話をしました。1年ぐらいずれるのはしょうがないなと思うんですけれども、2年もの幅でずれるというのはちょっとおかしいなと思ったわけですけれども、考えてみれば、1年ずらして、ことしからやれっていっても、とっくに予算組んでいるからできないよって言わればそれまでです。それはわかります。

ただ、私が言いたいのは、このずらした2年を無駄にしないでほしいと思います。無駄にしないでください。そして、確かに住民の皆さんからは、必要ないんじゃないかという声まで上がるくらい今までずらしてずらしてずらしてきたんですから、今回こういう立場で質問しているわけですから、この2年という、ずらしたこの2年の初年度は来年になりますから、令和3年になりますから、その3年には必ず着手できるように計画を立てていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そうしますと言えば一番いいのかもしれません。けれども、先ほど、ただいま課長が答弁したとおり、説明しましたとおり、優先順位は横一線だよと。ですから、皆、優先順位高いんですよと。なので、その辺もいろいろ加味しながらやりたいというふうに思いますし、さらには、防衛だけじゃなくて辺地債等々もあります。でも、辺地債も防衛も、松原地区あるいは大瓜上地区の皆さんからすれば、防衛については地元にはさっぱりというようなお話も過去にはありましたね。今はそんなこと誰も言いませんけれども。ですから、辺地についても大森駒場、そして、大瓜上でありますから、そういったものをミックスさせながら、今、大瓜南側線をミックスさせてことし3月で終わりであります。完工します。ですので、そういったこと、では完工だから、来年度から何か別の事業をやつたらいいのではないかというようなお話もあろうかと思いますけれども、そういったもろもろを精査しながら、優先順位はつけないで、つけるというとちょっと語弊ありますので、住民の皆さん、そして、流域周辺の皆さんの利便性も考慮しながら、その木通川にしても、それから、高森にしても、そういったことを最重点的に考えながらやってまいりたいというふうに思っております。

議長（細川運一君）　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　最後の質問にしたいと思います。

私、こうやって今質問していますけれども、今回の質問で質問することによって必ずや村は動いてくれるはずですということを住民の皆さんに約束してきましたんですね。その約束がかなえられますように、村長のほうにぜひ骨を折っていただきたいというふうに思います。最後に質問して終わりにします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　しっかりとそのご意見は受けとめておきたいというふうに思っております。

なお、そういった事業をやる際は、その旨お話を申し上げながら、本当に先ほども申し上げましたけれども、皆様方の村民ひとしく享受できるような事業をやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　これで一般質問を終わります。

て

議長（細川運一君）　日程第3、議案第3号、大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　それでは、議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号別紙でご説明を申し上げます。大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例でございます。

この条例でございますけれども、地方自治法の一部改正によりまして、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条文が定められてございます。それに伴い条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、趣旨に関する規定でございます。

第2条につきましては、損害賠償責任の一部免責ということで、地方自治法施行令の規定に基づき倍率を定めるものでございます。1号といたしまして村長は6倍、2号といたしまして副村長、教育長等は4倍、3号といたしまして農業委員会の委員等については2倍、4号として村の職員については1倍ということで、それぞれ倍率を定めるものでございます。

なお、この倍率につきましては、地方自治法施行令で定められているものと同様のものとなっているものでございます。

第2条の関係でありますけれども、免責額についてでございます。損害賠償額から基準給与年額に倍率を掛けた額を控除した額を免責額とするものでございます。また、要件といたしましては、村長等が違法な職務行為によって村に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合に限り免責されるものでございます。

なお、この条例の提案に先立ちまして、地方自治法の規定に基づき、議会を通じて監査委員の意見を求めているものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日からの施行となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本件につきましては、総務民生常任委員会で説明をいただき、ただいま説明いただいたわけですが、新たな条例の制定でありますので確認させていただきます。

2つの条建てといいますか、2条だけの構成ではありますけれども、要するに村長初めこの第2条の1号から4号に規定する職の者、村に対する損害賠償責任が発生した場合、ただ、ここにありますとおり、重大な過失がないとき等々の規定あるわけですけれども、その場合の職務上、当然善意であり過失がない場合は、賠償責任額を限度として免除するといいますか、そのための条例で地方自治法の一部改正に伴い、その免除責任額の基準額が定められたゆえのそれらの金額の算出規定を規定するという理解をしておりますが、それでよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この点につきましては、第2条といたしまして、ただいま議員おつしやったように、免責額を出す際の規定をここで定めているものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第4号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書4ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号別紙、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

なお、説明につきましては、新旧対照表1ページ、2ページになるものでございます。

新旧対照表 1 ページ、ごらんいただきたいと思います。

まず、第 1 条による改正といたしまして、大衡村監査委員条例の一部改正でございます。

次に、2 ページ、ごらんいただきたいと思います。

第 2 条による改正といたしまして、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

この 2 件の条例、いずれも地方自治法第 243 条の 2 を引用してございましたけれども、地方自治法の一部改正に伴いまして、これまでの条文が第 243 条の 2 の 2 に改められたことに伴う条ずれを解消するものでございます。

附則でございます。令和 2 年 4 月 1 日からの施行となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 5 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 5 、議案第 5 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては 6 ページ、ごらんいただきたいと思います。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

あわせまして、新旧対照表につきましては3ページごらんいただきたいと思います。

説明につきましては、新旧対照表をもとに説明をさせていただきたいと思います。

今回の件でございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されてございます。

内容といたしましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を適正化するものでございます。このことに伴いまして、地方公務員法等が改正されており、今般、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

まず、第1条による改正といたしまして、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条第1項並びに第4項でございます。地方公務員法の改正に伴いまして、引用条文を削除するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。4ページでございます。

第19条の2第2号、第20条第1項の改正であります。こちらにつきましても、先ほどと同様のものでございます。

5ページ、ごらんいただきたいと思います。

第2項第1号並びに第24条第2項についても同様の改正となるものでございます。

次に6ページ、ごらんいただきたいと思います。

第2条による改正といたしまして、大衡村職員等の旅費支給に関する条例の一部改正でございます。

第3条第3項の改正でございまして、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、各号とするものであります。

次に7ページ、ごらんいただきたいと思います。

第3条による改正でございます。大衡村下水道条例の一部改正でございまして、第5条の3第4号でございまして、アといたしまして、心身の故障等の状況を個別的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定とするものでございます。イとして、従来のアに規定されていたものを別にするものでございます。そのほかにつきましては、従来のイからエを繰り下げるものであります。

次に9ページ、ごらんいただきたいと思います。

第4条による改正といたしまして、大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第16条第2項第2号の改正でございまして、こちらにつきましては、地方公務員法の改正に伴い引用条文を削除するものであります。

10ページ、ごらんいただきたいと思います。

第5条による改正でございまして、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。

第4条第1号を削除し、2号から4号を1号ずつ繰り上げするものでございます。あわせまして、それぞれ字句の修正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとなるものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 大衡村空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第6号、大衡村空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書9ページをごらん願いたいと思います。

議案第6号別紙、大衡村空き家等の適正管理に関する条例でございます。

その前に、空き家対策といたしまして、1月10日付で村のホームページで空き家バンクを開設してございます。売りたい、貸したい、買いたい、借りたい、この方の部分のマッチングを村のホームページで行うという形で、これに合わせた形で、いわゆる特定

空家の部分の処分というか、その関係についての条例を今般制定するものでございます。

内容といたしましては、調査、助言・指導、勧告、命令、公表、代執行に至る部分までの条例を今般制定するものでございます。

第1条でございます。目的でございます。この目的でございますけれども、いわゆる空き家対策の推進に関する特別措置法、国の法律になりますが、この施行の趣旨に基づいてこの条例を制定するものでございます。

第2条においては、言葉の定義でございます。空き家等の定義。あとは、管理不全な状態の空き家等というのはどういうものか、いわゆる特定空家の定義を、ア、イ、ウ、エ、オで定義をしているものでございます。

第3条につきましては、所有者等の責務の条文を規定しているものでございます。

第4条につきましては、いわゆる調査、職員の調査の内容についての部分でございます。

第5条については、指導の内容についての条文の規定でございます。

第6条については勧告の部分で、指導に従わないときは期限を定めて勧告をすることができる条文の内容でございます。

第7条については、措置命令の部分でございます。

第8条については、命令、代行措置の条文の部分でございます。

第9条については、公表の規定の部分でございます。1項、2項、3項それぞれの内容でございます。

第10条の条文でございますけれども、これについては代執行の部分の条文の内容でございます。

第11条につきましては、警察署との連携、協定の部分でございます。

第12条でございますけれども、いわゆる施行規則の条文の委任の内容の部分でございます。

附則といたしましては、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 特別措置法の趣旨に基づいてということで説明ありましたけれども、大衡村の空き家等適正というところで、大衡独自の考え方の入っている項目はございま

すか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 大衡村特有の条文の内容についてはございません。ひな形というわけではないんですけれども、全国一律でこういった内容の部分での条例の制定の内容になっているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回の空き家の適正管理の条例制定なんですが、それに先立って空き家バンク、1月に開設したということですけれども、空き家と言えるものについて、村内の状況を調査しておられると思います。たしか何件かあったんですよね、その時点で。その具体的に空き家として、村として状況であるというふうに認定というんですか、何というか、その定義に該当するような空き家の件数が、実際に何戸ぐらい、何件あるのか、今現在。それで、空き家バンクつくったことによって、具体的にそれ以降そういうものに申し込みというのがあったものかどうか、その辺の動き、あるいは問い合わせ等はあったのかどうか。そんなに目にちたってませんけれども、その状況を伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） いわゆる空き家、特定空家じゃなく空き家の部分については、20件ほど一応把握はしてございます。特定空家と言われる部分も数件はあるかと思いますけれども、まだそこについての把握というか、20件全てが特定空家というわけではございませんので、その点はご認識をお願いしたいと思います。

空き家バンクの関係、1月10日に開設してございますけれども、いわゆる情報、売りたい、貸したいという方、数名の問い合わせがございまして、空き家バンク開設する前にそういう問い合わせがございまして、そういう方にはご連絡は申し上げておりますが、まだ登録には至っていない状況。ただ、あと、借りたいという方が2件ほどおりまして、その方については登録させていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 具体的なそういう動きがあるということは、空き家の解消に向けて動き出せることになると思うんですけども、条例は条例として、あと具体的な手続、取り扱いについては、別に規則を定めるということになると思うんですけども、具体的な内容、既にそれは固まっていると思うんですよね。当然条例と同時に。どういった部分でその規則として定めることにしているものか。

あと、今回のこの対応の仕方については、当然空き家を解消して定住する方に来ていただくような対策ということですので、村でやっている定住促進対策事業補助金ありますよね。新築の方あったし、あと、来年度からは新たな若者を対象にした定住促進に取り組んでいくと。さらには、3世代同居ですか。そういう方々も対象にして定住促進に努めていくということですけれども、やっぱりそういった事業との当然リンクのとれるような、つながっていくような定住促進、その補助金の事業とその空き家解消につながっていくような取り組みが必要だらうと思うんですけれども、そういう取り組みについてお尋ねします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）当然施行規則、ちょっと今詰めている最中でございますけれども、いわゆる情報提供ですとか立入調査の様式とか、例えば、身分証明書、その立入調査する際の身分証明書ですとか、助言・指導及び勧告はどういった様式によるとかという形の内容について網羅している施行規則を今回、条例のほかにそういった形で今般、4月1日施行になるかと思いますけれども、それもあわせて動き出すというような形になるものでございます。

あと、先ほど言った、いわゆる移住定住の関係でございますけれども、来年度からの3世代同居ですか、いわゆる中古物件も対象になるということでございますので、定住の促進の補助金、そういった部分での補助金等々、若者世帯に限られますけれども、そういった部分で幾らかでもそういった移住定住のきっかけになればいいのかなというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君）高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）この空き家等の適正管理に関する条例、施行されたとして、まず今企画財政課長からもその今、特定、特に特定空家に關することについてお伺いしますけれども、現在そこまでの調査はしていないというような説明だったと、今の石川議員の質問に対して。そうした場合、例えば、調査、指導、勧告というようなことを、もし仮にそういう特定空家の中にそれに該当するようなものがあった場合の段取りというか、これはもう施行された時点ですぐに勧告とかそちらまで進めるのか、あるいは最初に調査、指導というような段階を踏んでいくべきことなのか、その辺のやり方をお伺いします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）済みません。調査してないというわけではございませんけれど

も、20件のうち、今現在ちょっと何件あるかというのは把握していないということで、当然特定空家と思われる空き家も数件ございます。ですので、そういった部分で、いわゆる条例が施行になった場合、当然最初は調査から始めるという形になろうかと思います。調査から始まって、いわゆる特定空家になろうということで、特定空家という形になつた場合は、助言・指導、それから勧告等々に移っていくものになるというふうな段取りになるかと思います。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　そうした場合、大変危険な状態にある空き家がもし仮にあった場合、そこまで、例えば簡単に言えば、指導した時点でその持ち主が撤去するなり解体するなりということをすればいいわけなんですけれども、もしそういうことをしない場合、なかなかそれに行動してくれない場合の最短的に時間的に、早目にどこまでいった時点でその最終的な措置命令とかそういうところまでいくのかなというようなそういう時間的な流れというのは、どの辺まで考えているのか、お伺いします。

議長（細川運一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　当然今回初めて条例を制定するわけでございますので、その時間的な流れという部分については、大体どのくらいかというのは、ちょっとわからない部分もございます。ただ、この条例制定している県内の市町もありますので、そういったところにお話を聞いた上で、流れ的なものを勉強させていただいた上で考えたいと思っております。ただ、いわゆる勧告等を行っても、助言・指導を行っている、宮城県で申し上げますと、昨年でいうと3件ぐらいしかないと。宮城県全体で。3町村ですね。件数でいえば11件ぐらいしかないと。代執行に至る部分については、宮城県については代執行の実績等々はないというような状況でございますので、そういういわゆる代執行までするに当たる部分の流れについては、これから勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　そういうことをするに当たって、いろんな司法、行政を執行するということになれば、ある程度司法の力も必要だと思うんですけれども、そういうものも含めて、今後仮にそういうものが見られた場合は、なるたけそういうちゃんと助言をいただいて行動するとは思うんですけれども、その辺の流れもある程度お示しできれば。

議長（細川運一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） この条例は条例で当然4月1日から施行いたしますが、来年度、空き家等の対策計画も策定したいと思っております。あと、あわせて空き家等の対策協議会というのも設置したいというふうに思っておりますので、その中に司法ですとか弁護士さんとかそういった方を入れるような形になろうかなと思いますけれども、そこら辺の部分についても来年度調整を考えたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 総務民生常任委員会における調査事件にも関連し、また、第1条の目的にもありますとおり、住民の生活、環境面から非常に重要な条例の制定と考えるゆえに質問いたします。

本条例の制定によりまして、大衡村における空き家対策が一歩進むことになるのかなと考えるものでありますけれども、あくまでも個人財産であり、所有者あっての空き家であります。最終的には第10条に規定するとおり、代執行権、行政代執行法に基づく代執行権が、代執行が可能となるわけであり、村としての条例化によるその責任といいますか、その責任の大きさ、重要さというのも感じるわけでありますけれども、住民へのほかの条例の制定とまた異にしまして、住民に対する周知徹底に合わせて理解を得るというのも必要になるのかなというふうに強く感じるわけですが、その辺をどのように考えて今後進めていく考えなのか、伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 空き家対策に関する条例の住民への周知部分については、広報等では行いたいと思います。ただ、特定空家の部分の関係の部分でございますので、限定されるというか、そういった形になりますので、空き家バンクの部分については、当然3月にチラシ等も配布したいと思っておりますけれども、この空き家対策基本条例、適正管理に関する条例については、広報だけの周知というふうに考えているところでございます。相手方というか、それが限定されるということもございますので、そういった部分での条例を制定しましたという感じでの広報をしたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ゼひ空き家バンクとも関連する部分、大きくありますので、そのような考へで周知徹底、広報、周知徹底をゼひお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 議員おっしゃるとおり、そういう形での周知徹底を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第7号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては13ページ、ごらんいただきたいと思います。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、新旧対照表11ページ、ごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正でございますけれども、第2条に第2項として、会計年度任用職員に関する服務の宣誓に関する規定を追加するものでございます。任用の形態等に応じた方法で行うことを可能とするものでございます。

施行につきましては、4月1日からの施行となるものでございます。

説明につきましては以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第8号 大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第8号、大衡村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは、議案書15ページをお開き願います。新旧対照表は12ページからとなります。

議案第8号別紙、大衡村税条例の一部を改正する条例でございます。

制定理由ですが、総務省からの通知によるもので、軽自動車税の種別割は身体障害者等に対して減免できることとされております。

本村は、減免申請期限を納期限5月31日の7日前までとしております。一方、県税であります自動車税は、納期限5月31日までに減免申請を行えばよいこととなっているため、軽自動車税種別割の減免申請期限を納期限であります5月31日までと見直しするものであります。

改正点は2点で、1点目は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改めるもので、2点目は、軽自動車税同様に減免の申請期限を定めている村民税、固定資産税、特別土地保有税の規定についても改めるものです。

改正部分につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。12ページごらんいただきたいと思います。

第51条の第2項は、村民税の減免に関する規定でございまして、「納期限前7日まで」となっているものを「納期限まで」に改めるものでございます。

第71条は固定資産税で、同様の改正でございます。

次のページお願ひします。

第89条及び第90条は、軽自動車税の種別割も同様の規定を改正するものでございます。次のページをお願いいたします。

第139条の3は、現在、課税停止となっている特別土地保有税の減免に係る規定で、同様の改正をするものでございます。

議案書15ページに戻っていただきまして、施行期日は交付の日からとするものでござ

います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時35分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員